

経緯

「令和5年度市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」の乳がん検診の評価項目について、マンモグラフィ・視触診併用に係るプロセス指標の集計に関する3項目（右記）が削除され、評価項目数が55→52となった。

- 【問11-1-4】がん発見率を検査方法別に集計しましたか
- 【問12-1-4】陽性反応適中度を検査方法別に集計しましたか
- 【問13-1-4】早期がん割合を検査方法別に集計しましたか

これまでの都における評価基準の設定方法（令和元年度第1回がん部会）

- 「A/B/C/D/E/Z」の6段階評価（「A評価＝満点(100%)」、「Z評価＝未回答」）とし、**都内自治体を実施している項目数の中央値を基準**として実施項目数をBからEまでの各評価基準に均等に振り分ける。→ 中央値をCの下限値に設定
- 集団検診及び個別検診の中央値を比較し、高値である方の値を基準とする。

評価基準設定に当たっての考え方

- チェックリスト項目は最低限のがん検診体制であるため、A評価＝満点（100%）とし、その他の基準は中央値や四分位数などに基づいて設定
- 各区市町村の評価を**経年比較できるよう、当分の間は評価基準を変更しない**。
- 「A」を目標レベル達成、「B」を許容レベル達成、「**C以下を改善指導の対象**」として、「C」以下の区市町村に改善を促す。
- 生活習慣病検診等管理指導協議会（がん部会）が必ず各区市町村の結果の分布を確認し、改善指導の対象とすべき評価基準を独自に設定する。
引用：「令和5年度全国がん検診指導者研修」資料及び「精度管理ツール（雛形集）令和6年1月」（国立がん研究センターがん対策研究所検診研究部 検診実施管理研究室）

評価基準の改定案

評価基準設定に当たっては、経年比較できるよう、当分の間は評価基準を変更しないとしていることから、**現行基準における中央値の項目数は変更せずに、評価項目数をBからEまでの各評価基準に均等に振り分けることとする。**

【現行】乳がん検診評価基準（評価項目：55）

A	チェックリストを全て満たしている	55
B	チェックリストを一部満たしていない	47-54
C	チェックリストを相当程度満たしていない	38-46
D	チェックリストを大きく逸脱している	29-37
E	チェックリストをさらに大きく逸脱している	28以下
Z	調査に対して回答が無い	-

【改定案】乳がん検診評価基準（評価項目：52）

A	チェックリストを全て満たしている	52
B	チェックリストを一部満たしていない	45-51
C	チェックリストを相当程度満たしていない	38-44
D	チェックリストを大きく逸脱している	31-37
E	チェックリストをさらに大きく逸脱している	30以下
Z	調査に対して回答が無い	-

上記の評価基準に基づく評価結果（R4・乳）

集団	
A	1
B	16
C	13
D	4
E	1

個別	
A	0
B	26
C	19
D	2
E	1

上記の評価基準に基づく評価結果（R4・乳）

集団	
A	1 0
B	14 -2
C	14 1
D	4 0
E	2 1

個別	
A	0 0
B	25 -1
C	19 0
D	3 1
E	1 0

※赤字は現行の評価基準に基づく評価結果との差